**反社会的勢力排除に係る誓約書**

**令和　　年　　月　　日**

**株式会社　久留米ビジネスプラザ**

**代表取締役社長　北原　明彦　殿**

**住　所**

**会社名**

**代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞**

**私は、株式会社久留米ビジネスプラザとの間で、賃貸借を予定している**

**福岡県久留米市宮ノ陣４丁目２９番１１号**

**久留米ビジネスプラザビル　　　階　　　　　号室**

**の物件に関する賃貸借契約について、次のとおり誓約いたします。**

**なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等の措置について、異議の申し立てを行いません。**

**記**

**１　賃貸借契約書第２１条（以下「反社会的勢力排除条項）という。）第１項のとおり、私又は第三者は、上記物件を反社会的勢力の事務所として使用いたしません。**

**２　私は、反社会的勢力排除条項第２項各号のいずれにも該当しません。**

**３　反社会的勢力排除条項第２項第１号又は第２号に該当する事由の有無確認のため、役員名簿等の提供を求められたときは、速やかに提供します。**

**※上記２の反社会的勢力排除条項第２項の各号の解釈については、裏面にてご確認ください。**

**（裏面）**

**反社会的勢力排除条項第２１条第２項各号の解釈について**

**（１）反社会的勢力排除条項第２１条第２項第３号関係**

**構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇にかかる手続きや契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。**

**（２）反社会的勢力排除条項第２１条第２項第７号関係**

**「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするなどの交友をしていることである。**

**「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自ら主催するパーティー、その他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティー、その他の会合に出席するような関係である。**

**（貸室賃貸契約抜粋）**

**第２１条　乙は、甲に対し、本契約時において、乙が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたってもこの契約に係る物件を自己又は第三者として、反社会的組織の事務所（反社会的組織の活動拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。以下同じ。）として使用してはならない。**

**２　乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲において催告することなく、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても甲は何らその損害の賠償ないし補償することを要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその賠償するものとする。**

**（１）前項に規定する反社会的組織であるとき。**

**（２）役員等（個人である場合におけるそのもの、法人である場合における法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画しているものをいう。以下同じ。）が、反社会的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。**

**（３）構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。**

**（４）自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って、反社会的組織又は構成員等を利用したとき。**

**（５）反社会的組織又は構成員等に，経済上の利益又は便宜を供与したとき。**

**（６）役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的を持って、反社会的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は反社会的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。**

**（７）役員又は使用人が反社会的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。**

**３　乙は、甲が前項の該当性の判断のため調査を要すると判断した場合は、その調査に協力し、同調査に必要と判断する資料を提出しなければならない。**